

5月は消費者月間です

「守ろうよ、みんなを！」 なくそう！高齢者の消費者被害」

近年、高齢者の消費者被害は増加傾向にあります。

被害額が高額化し、中には財産を根こそぎ奪われるケースもあり、深刻な事態となっています。

高齢者の中には、本当に必要な契約か、金額は妥当かなどの判断がわからなかったり、情にもろくなり断りきれないなどの特徴があることから悪質な業者に狙われています。

今回は、最近庄原市内で発生した高齢者を狙った悪質商法の事例を紹介します。

事例

業者が、「無料で羽毛ふとんを点検する。」と訪問。

点検後に「中にカビが生えていて体に悪い。このままでは病気になる。」「しけていてこのままでは使い物にならない。」「などと不安をおおりに、クリーニングが必要だとして、高額なクリーニングの契約や、高額な布団やマットの購入をしつこくせまってきた。

相談者は、しつこい勧誘に疲れ契約をしてしまった。

悪質業者は、強引に契約を迫り、うまい話で商品売りつけようとしてしまわないように気をつけましょう。

だまされなさいため

- ① 要らないときは、きっぱりと断る。
- ② つまざる話には疑ってかかる。
- ③ 相手の親切な態度に惑わされない。
- ④ 簡単に家の中に入れない。
- ⑤ プライバシーを明かさない。
- ⑥ その場ですぐに契約しない。
- ⑦ 品物を受け取らないうちに支払いをしない。
- ⑧ 日頃から悪質商法などの情報に関心を持つ。

問い合わせ・相談窓口

- 市民生活課生活安全係
☎0824-73-1154
- 庄原市消費生活センター
☎0824-73-1228



Relief security days

安心・安全な毎日のために

庄原警察署 ☎0824-72-0110

郵便局員を装った 詐欺に注意

郵便局員を装った詐欺事件が2月16日、府中市で発生しています。

こういった手口です。

- 郵便局員を名乗って自宅を訪ねてくる
- 以前購入していた羽毛布団の代金を取りすぎていたので利子をつけて返す
- この手続きには、手数料が必要だが、早くしないと返金できなくなる。
- などと言って現金を騙し取る手口です。

さらに

- 以前羽毛布団を買った家を事前に調べて信用させる。
- 「お金を返す」、「今日中に」、「早くしないと損をする」などと焦らせ、誰にも相談させないようにしてしまいます。

庄原警察署管内において、布団の訪問販売業者が、契約書を交付せず、販売する事案が発生しています。家庭を訪問して、契約書を交付しなかつたり、うそをついたり、困惑させたりして販売する行為は、特定商取引に関する法律違反です。

被害に遭わないために、即断せず、相談してください。このような訪問があったら、すぐに110番してください。

高齢者の交通事故増加中！

『免許返納制度』を知っていますか？

運転免許証を持つている方が身体機能の低下などにより、自主的に運転免許を返納する制度です。運転免許証を返納すると、運転経歴証明書の交付が受けられ、運転免許を持っていたという証明ができます。

最近視力も落ちてきたし、交通事故をして孫の将来が見れんのは嫌じゃの… 思い切って免許証を返すかの。

